

〔上場株式等の譲渡所得課税制度〕

	平成16年1月～ 平成20年12月	平成21年1月～22年12月
課税方式と原則税率（注1）	申告分離課税 所：7% 住：3%	申告分離課税 所：15% 住：5% ただし、譲渡所得が年間500万円以下の部分については、所：7%、住：3%
特定口座（源泉徴収あり） 徴収税率と申告不要の特例	所：7%、住：3% 申告不要の特例（金額の上限なし）	同左 申告不要の特例（ただし、上場株式等の譲渡所得が500万円を超える者は、その年は特例が不適用で申告する必要がある）
上場株式等の配当等との損益通算（注2）		確定申告により、譲渡損失と上場株式等の配当等と損益通算ができる なお、平成22年1月1日以降からは、特定口座（源泉徴収あり）で上場株式等の配当等を受け入れた場合、その口座内での譲渡損失と損益通算される

（注1）一般口座と特定口座（源泉徴収なし）は、この方式と税率である。

（注2）以下で上場株式等の配当等という場合は、公募株式投資信託の普通分配金を含む

		～平成20年12月31日	平成21年1月1日～平成22年12月31日	
特定口座（源泉あり）	上場株式等の譲渡所得の合計額（注）	金額の上限なし	～500万円以下	500万円超～
		確定申告不要又は分離課税の申告を選択できる	確定申告不要又は分離課税の申告を選択できる	分離課税により申告
一般口座及び特定口座（源泉なし）	上場株式等の譲渡所得の合計額（注）	金額の上限なし	金額の上限なし	
		分離課税により申告	分離課税により申告	

（注）合計額の判定は、その投資家の年間の譲渡所得の合計額による。